

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 5 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	都市公園法第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条 都市公園法施行令第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 美郷町都市公園条例第 6 条、第 7 条 美郷町都市公園条例施行規則第 2 条、第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>公園管理者以外の者による公園施設の設置は、都市における公園の配置、規模及び性格を勘案し、当該公園の全体計画に基づいた明確な設計意図のもとに、公園の効用が全うできるよう次の基準により許可するものとする。</p> <p>(1) 都市公園法第 2 条第 2 項及び都市公園法施行令第 5 条に規定する「公園施設」に該当し、かつ、当該都市公園の設置目的及び性格に適合すること。</p> <p>(2) 都市公園法第 4 条及び都市公園施行令第 6 条に規定する公園施設の設置基準を満たしていること。</p> <p>(3) 都市公園法施行令第 8 条に規定する公園施設の基準を満たしていること。</p> <p>(4) 都市公園法第 5 条第 2 項第 1 号の規定「当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの」及び同項第 2 号の規定「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に該当すること。</p> <p>(6) 一般の利用に供するものであること。</p> <p>(7) 公衆の自由な利用に供されるべき都市公園の本来の使命に影響を及ぼすものでないこと。</p> <p>(8) 入場料その他の料金を徴収し、又は物品の販売を行うものについては、料金の額又は物品の種類及び価格等が適正なものであり、かつ、都市公園の設置目的から逸脱しないものであること。</p> <p>(9) 公園施設として適切な運営、管理がなされるものであること。</p> <p>○美郷町都市公園条例 (公園施設の設置又は管理の許可の記載事項) 第 6 条 法第 5 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア 公園施設の種類 イ 設置の目的 ウ 設置する期間</p>

	<p>エ 設置する場所  オ 公園施設の管理の方法  カ その他規則で定める事項</p> <p>(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項  ア 公園施設の種類  イ 管理の目的  ウ 管理の期間  エ 管理の方法  オ その他規則で定める事項</p> <p>(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項  ア 変更する事項  イ 変更する理由  ウ その他規則で定める事項</p> <p>(申請書の添付書類及び図面)</p> <p>第7条 法第5条第2項の規定により、都市公園施設の設置又は管理の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書、図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>○美郷町都市公園条例施行規則  (許可の申請)</p> <p>第2条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第2項又は条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第5条第2項の規定による許可  公園施設設置許可申請書(様式第1号)  公園施設管理許可申請書(様式第2号)</p> <p>(2) 条例第3条第1項の規定による行為の許可  都市公園内の行為許可申請書(様式第3号)</p> <p>2 前項の申請書の提出は、第1号にあっては当該行為の前30日、第2号にあっては当該行為の前3日までにしなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは提出期限を短縮することができる。</p> <p>(許可事項の変更申請)</p> <p>第3条 法第5条第2項又は次条第1項の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、直ちに公園施設設置(管理、都市公園内の行為)の変更許可申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 60日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	都市公園の占用許可、変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 6 条第 1 項・第 3 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	都市公園法第 6 条、第 7 条 都市公園法施行令第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>都市公園の占用については、次の基準により許可するものとする。</p> <p>(1) 都市公園法第 7 条及び都市公園法施行令第 12 条に規定する基準に該当すること。</p> <p>(2) 占用物件の外観、構造等が都市公園法施行令第 15 条の規定に適合すること。</p> <p>(3) 都市公園法施行令第 16 条に規定する技術的基準に適合すること。</p> <p>(4) 占用に関する工事について、都市公園法施行令第 17 条の規定に適合すること。</p> <p>(5) 申請に係る都市公園の占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められること。</p> <p>(6) 都市公園の設置目的に沿っており、極めて公共性が強く、かつ、都市公園の効用を著しく阻害するものでないこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>14 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可（第 5 条第 1 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	都市公園法第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条 都市公園法施行令第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 美郷町都市公園条例第 6 条、第 7 条、第 14 条 美郷町都市公園条例施行規則第 2 条、第 3 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可、変更の許可（都市公園法第 5 条第 1 項）の審査基準を満たしていること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	公園予定地の占用の許可、変更の許可（第 6 条第 1 項・第 3 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	都市公園法第 6 条、第 7 条 都市公園法施行令第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>都市公園の占用の許可、変更の許可（都市公園法第 6 条第 1 項）の審査基準を満たしていること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日